原子爆弾被爆者援護法案要綱

第一　前文

被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定するものとすること。

第二　被爆者

この法律において、「被爆者」とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であって被爆者援護手帳の交付を受けたものをいうものとすること。（第一条関係）

第三　被爆者援護手帳の交付

都道府県知事は、申請に基づき、被爆者援護手帳を交付するものとすること。（第二条関係）

第四　援護

一　援護の種類

この法律による援護の種類は、健康診断の実施、医療の給付、被爆者年金の支給、医療手当の支給、特別給付金の支給等とするものとすること。（第三条関係）

二　健康管理

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとすること。（第四条関係）

三　医療

１　厚生大臣は、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行うものとすること。（第七条関係）

２　厚生大臣は、１の医療を担当させる指定医療機関を指定するものとすること。（第九条関係）

３　厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病につき、医療機関から医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給するものとすること。（第十五条関係）

４　都道府県知事は、３による支払を受けることができる一般疾病医療機関を指定するものとすること。（第十六条関係）

四　被爆者年金等の支給

１　被爆者年金の支給

（１）被爆者であって、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっていると認定されたもの（以下「第一号受給者」という。）、造血機能障害その他の障害を伴う疾病にかかっているもの（第一号受給者である者を除く。以下「第二号受給者」という。）又は原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在ったもの等（第一号受給者又は第二号受給者である者を除く。以下「第三号受給者」という。）に対し、被爆者年金を支給するものとすること。（第二十一条第一項関係）

（２）被爆者年金の額は、第一号受給者にあっては六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者にあっては五十五万九千二百円を加算した額）、第二号受給者にあっては三十九万九千六百円、第三号受給者にあっては二十万四百円（障害者又は単身の高齢者にあっては十九万九千二百円を加算した額）とするものとすること。（第二十一条第三項関係）

２　医療手当

都道府県知事は、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し又は疾病にかかっていると認定された者であって現にその状態にある者に対し、医療手当を支給するものとすること。（第二十六条関係）

３　介護手当

都道府県知事は、被爆者であって、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、介護手当を支給するものとすること。（第二十七条関係）

４　葬祭料

都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給するものとすること。（第二十八条関係）

五　特別給付金の支給

原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者等であって、昭和四十四年三月三十一日以前に死亡したもの及び昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡したもの（当該死亡した者の葬祭を行う者が葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。）の遺族には、特別給付金を支給するものとすること。

（第三十一条第一項関係）

1　特別給付金の支給を受けようとする者は、平成九年六月三十日までに、請求を行わなければならないものとすること。（第三十一条第三項関係）

2　遺族の範囲及び順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とするものとすること。（第三十二条及び第三十三条関係）

3　特別給付金の額は、死亡した者一人につき十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付するものとすること。（第三十四条第一項関係）

六　福祉事業

1　都道府県は、被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができるものとすること。（第三十七条関係）

2　都道府県は、次の事業を行うことができるものとすること。

（1）被爆者であって、日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業（第三十八条第一号関係）

（２）被爆者であって、日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業（第三十八条第二号関係）

（３）被爆者であって、その介議を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になったものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業（第三十八条第三号関係）

３　都道府県は、養護を必要とする被爆者であって、居宅においてこれを受けることが困難なものを、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができるものとすること。（第三十九条関係）

第五　平和祈念事業

国は、原子爆弾による尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行うものとすること。（第四十条関係）

第六　原子爆弾被爆者援護審議会

厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆

者援護審議会を置くものとすること。（第四十一条関係）

第七　費用

一　都道府県は、医療手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用並びにこの法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用を支弁するものとすること。（第四十四条関係）

二　費用の交付等

国は、一により都道府県が支弁する費用のうち、医療手当等の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用を都道府県に交付するものとし、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の全部又は一部を補助することができるものとすること。（第四十五条関係）

第八　雑則

一　放射線影響研究所に対する助成

１　国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究（以下「原爆放射能影響調査研究」という。）の推進を図るため、放射線影響研究所（以下「研究所」という。）

に対し、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとすること。（第四十六条第一項関係）

２　国は、予算の範囲内において、研究所が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができるものとすること。（第四十六条第二項関係）

二　この法律中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとすること。（第五十二条関係）

三　その他受給権の保護、再審査請求、罰則等に関し、所要の規定を置くこと。

第九　附則

一　この法律は、平成七年七月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止すること。（附則第三条関係）

三　被爆者の一般疾病医療費につき、老人保健法に基づき都道府県及び市町村が負担することとされている費用を国が負担するものとすること。（附則第二十一条関係）

四　その他本法の施行に伴う所要の規定を整備するとともに、関連法律について所要の改正を行うこと。